

## 1-5 快適な暮らしを支える生活基盤の整備

### 1-5-1 住宅・宅地の整備

#### ■ 現況と課題

本町は、隣接する都城市のベッドタウンとしても発展を続けており、特に、町中央部から西部地域にかけては、都城地方拠点都市地域の居住拠点地区としての整備が進められています。

本町では、良好な都市環境の形成と宅地需要の増大に対する計画的な都市基盤整備を図るため、土地区画整理事業を実施し、現在までに五本松・稗田・新馬場・花見原地区の計4地区において事業を完了しています。

また、過疎地域に住宅を新築・購入した転入居者等に対する過疎地域定住促進奨励金の支給や、宮村地区における宅地造成等、過疎地域における定住促進策にも取り組んでいます。

町営住宅については、依然として入居希望者が多いものの、住宅の多くが老朽化していることから、住宅の改善や建替事業を計画的に進め、安全性・快適性・利便性の向上と高齢化等への対応を図る必要があります。

民間の借家や持家についても、耐震性の向上や不焼化、バリアフリー化等を促進し、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して住み続けられる住まいへと改善するなど、住宅の質と居住性能の向上が求められます。

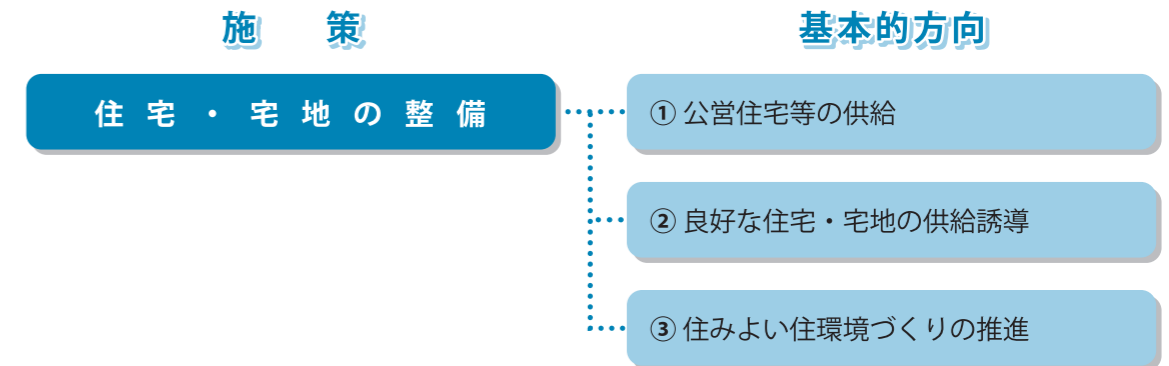
さらに、地域の特性を活かした良好な住環境を創出するため、町内の歴史的街並み景観の保全に努めるとともに、地域の環境や景観と調和した良好な街並み景観の創出を図ることが求められます。

#### ■ 施策の視点

快適で、安心して住み続けられる住環境をまちづくりとともに進めます



#### ■ 施策の体系



#### ■ 施策の基本的な方向

##### ① 公営住宅等の供給

住宅マスタープラン、公営住宅ストック活用計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の建替事業やバリアフリー化等の改善事業を計画的に実施します。

##### ② 良好な住宅・宅地の供給誘導

土地開発公社等による計画的な宅地分譲のほか、県と連携した開発許可制度や建築確認制度の的確な運用、優良宅地・優良住宅の認定等を行い、良好な住宅・宅地の供給を誘導します。

各種融資、助成制度の周知に努め、バリアフリー化や耐震改修等の既存住宅の改善を促進します。

##### ③ 住みよい住環境づくりの推進

地域の特性を活かした良好な住宅・住環境に配慮し、景観形成に係る条例等を検討し、良好な街並み景観等、まちづくりと一体化した住環境づくりを推進します。

町内での住み替えや住宅取得を円滑にするため、町営住宅の入居者募集情報や空き地・空き家情報等、総合的な住宅情報の発信を検討します。

#### ■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前期	後期
① 公営住宅等の供給	町営住宅の建替	→	→
	町営住宅の改善	→	→
② 良好な住宅・宅地の供給誘導	土地開発公社等による宅地分譲	→	→
	融資、助成制度の周知	→	→
③ 住みよい住環境づくりの推進	良好な街並み景観の形成	→	→
	住宅情報の広域的な発信	→	→

## 1-5-2 道路の整備

### ■ 現況と課題

本町は、一般国道222号(牛の峠バイパス)と一般国道269号の国道2路線が通っており、これらの幹線道路に連結する主要地方道や県道によって、骨格的な道路網が形成されています。

道路は、鉄道とともに地域社会における最も基本的な交通基盤であり、活力ある地域社会を形成するほか、豊かでうるおいのある生活を送る上においても重要な役割を果たしています。

本町では、これまで町民の安全性と利便性に配慮しながら、町道の整備を進めてきましたが、今後は、老朽化した橋梁及び道路等の修繕が増加することが予想されます。

また、本町では、昭和32年から現在までに、都市計画道路として13路線、延長25,600mを指定し、平成22年4月現在までの改良舗装延長は21,770m(85%)となっています。

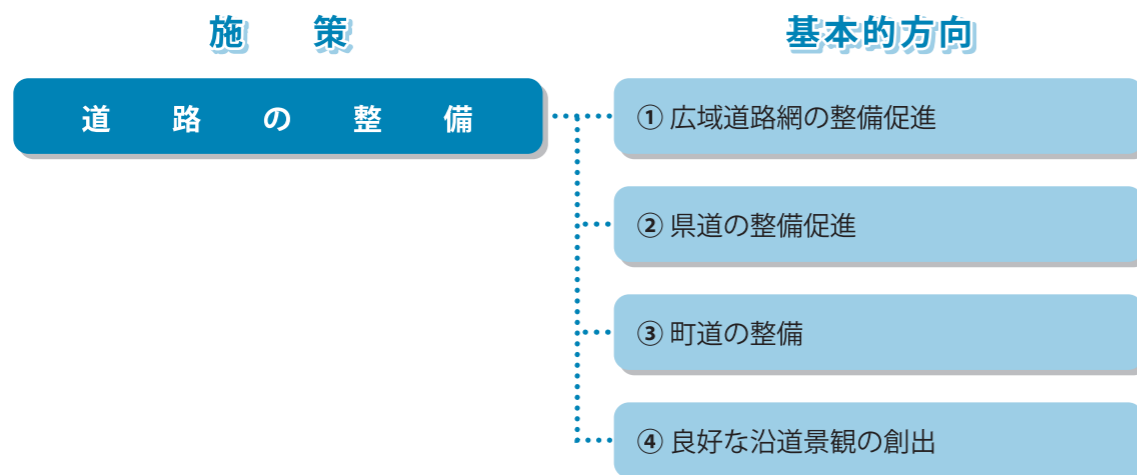
これまで、都市計画道路の改良、舗装化等によって交通の円滑化に努めてきましたが、都市計画決定当時からの社会状況の変化を踏まえて、その必要性を再検証し、見直しを図ることが求められます。

今後も、将来の広域交通体系や町内の交通状況に対応しつつ、子どもから高齢者や障がい者まで、誰もが安全で快適に利用することができるよう計画的な整備を推進するとともに、良好な道路環境を確保するため、沿道の町民と協働して維持管理に取り組むことが求められます。

### ■ 施策の視点

安全で機能的な道路網の整備と適切な維持管理を推進します

### ■ 施策の体系



### ■ 施策の基本的な方向

#### ① 広域道路網の整備促進

物流交通の効率化と企業立地及び定住の促進、地域間交流の活性化等を目的に、高速・高規格道路等へのアクセス性を高めるため、島津紅茶園・切寄線等の町道整備を図るなど、効率的な広域道路網の形成に取り組みます。

#### ② 県道の整備促進

必要路線における整備・改修を県に要請し、安全で快適な道路空間の形成を図ります。

#### ③ 町道の整備

町民の生活に密着した道路の利便性、安全性の向上を図るため、財源の健全性に留意しつつ、道路空間のバリアフリー化や橋梁等の計画的な修繕等、効率的で効果的な町道の整備及び維持管理の充実を推進します。

都市計画決定後、長期未着手となっている都市計画道路の見直しを進め、町内における適切な道路網の形成に努めます。

#### ④ 良好な沿道景観の創出

町民や事業者と協働して美化清掃や道路植栽の維持管理の充実に努め、親しみとるおいのある良好な沿道景観を形成します。

### ■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前期	後期
① 広域道路網の整備促進	広域道路網へのアクセス性の向上	→	→
② 県道の整備促進	県に対する整備・改修の要請	→	→
③ 町道の整備	道路橋梁長寿命化修繕計画の策定	→	
	バリアフリー化の推進	→	→
	効率的、効果的な整備及び維持管理	→	→
④ 良好な沿道景観の創出	道路愛護活動の推進	→	→



## 1-5-3 公共交通機関の利用促進

### ■ 現況と課題

本町の公共交通機関は、ＪＲ日豊本線(三股駅、餅原駅)、民間路線バスのほか、平成19年度に導入したコミュニティバス(くいまー)が、町内を巡回しています。

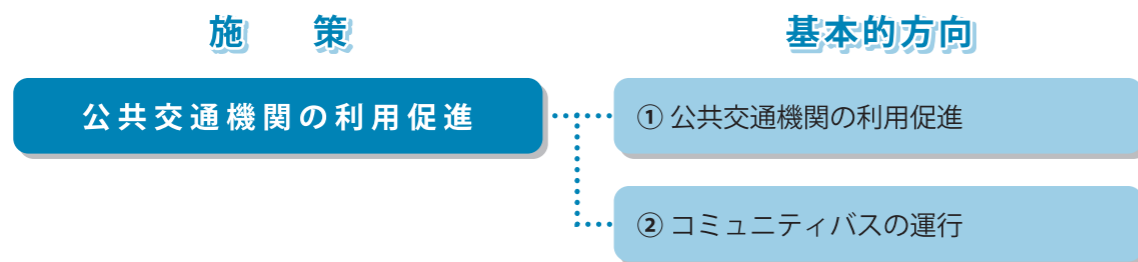
本町では、誰もが利用しやすい公共交通の環境づくりを進めるため、平成21年度にコミュニティバスの事務所を三股駅舎内に移転し、ＪＲ日豊本線と民間路線バス及びコミュニティバスの乗り継ぎの利便性向上を図りました。

これらの公共交通機関は、高齢者や通勤者、学生等にとって、日常生活を送る上で必要不可欠な存在であることから、今後も公共交通機関の利用促進に取り組み、生活交通の維持存続に努めることが求められます。

### ■ 施策の視点

公共交通の利便性向上と利用促進の取り組みを進めます

### ■ 施策の体系



### ■ 施策の基本的な方向

#### ① 公共交通機関の利用促進

関係機関との連携や調整を図りながら、鉄道サービスの向上やバス路線の維持に努めるなど、交通事業者、地域、行政が一体となって公共交通機関の利用促進を図ります。

#### ② コミュニティバスの運行

路線バスの補完的な役割を担うコミュニティバスについては、高齢者や交通弱者の足としてより利用しやすい運行となるよう、定期的に見直しを実施します。

### ■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前期	後期
① 公共交通機関の利用促進	地域ぐるみの公共交通機関利用の促進	▶	▶
② コミュニティバスの運行	コミュニティバスの継続的サービス向上	▶	▶



## 1-5-4 上水道の整備

### ■ 現況と課題

本町の水道は、昭和37年の創設以来およそ半世紀にわたり、生活環境の向上や町の発展に貢献してきました。

本町は、隣接する都城市のベッドタウンとして、着実に人口増加を続けてきました。これに伴って水道も需要の増加に対応するために拡張事業を重ね、現在は、計画給水人口26,200人、計画最大1日給水量11,000m<sup>3</sup>/日の給水規模で運営しています。

近年、水道水の安全性や災害に対する安定性、自然環境への配慮が強く求められるようになるなど、水道をとりまく状況は大きく変化しています。

現在、町内の上水道は、ほぼ100%普及しており、水道事業の大幅な拡張という時代を終え、今後は、整備された水道施設や設備を維持していくことが重要となってきます。

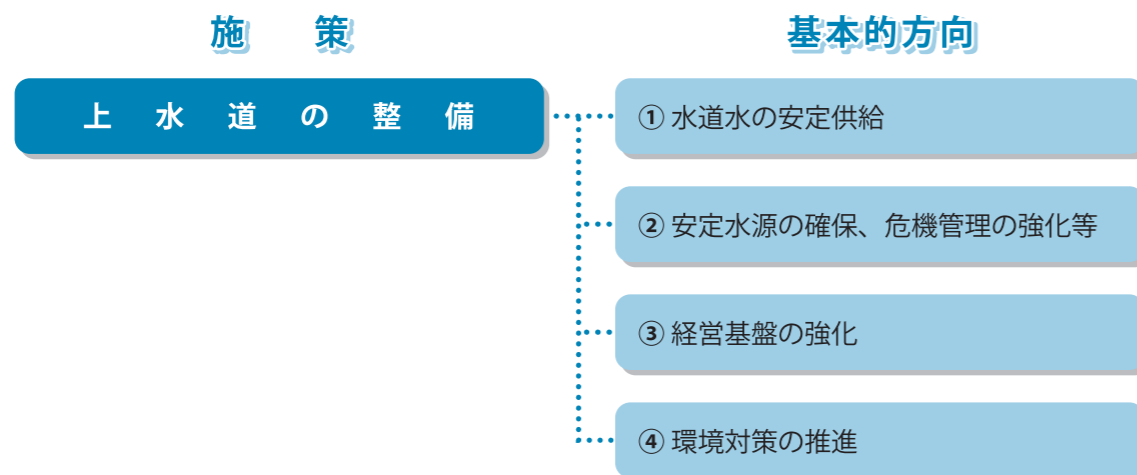
これまでにも、老朽化した上水道施設の計画的な改善、整備を図ってきましたが、今後は、老朽化対策に加えて、地震等の災害対策を主とする危機管理の充実も求められます。

さらに、事業の効率化を図り、安定した事業運営を継続するとともに、環境問題への取り組みや利用者へのサービス提供の充実を図る必要があります。

### ■ 施策の視点

安心・安全でおいしい水の安定供給により、健康的な暮らしを支えます

### ■ 施策の体系



### ■ 施策の基本的な方向

#### ① 水道水の安定供給

安全な水道水を安定的に供給するため、今後も継続して老朽管の更新を図るとともに、水質検査計画に基づいた検査の実施や貯水槽水道管理に関する指導・助言を行い、水質監視体制の強化に取り組みます。

#### ② 安定水源の確保、危機管理の強化等

十分な水源水量や水道施設の能力を確保するため、新たな井戸の整備や配水池の更新を行うとともに、施設の更新・耐震化を適宜実施します。

また、災害対応の充実等、危機管理の強化を図って、安定した水道の構築に努めます。

#### ③ 経営基盤の強化

水道は主に料金収入によって運営される公営企業であることから、利用者の理解を得られることを第一として、事業経営の効率化を推進し、情報管理の徹底やコストの縮減等に取り組み、経営基盤の強化に努めます。

#### ④ 環境対策の推進

地球温暖化や異常気象などの環境異変が世界的な問題となり、自然環境への取り組みは社会的責務となっていることから、省エネ機器の導入などを推進し、積極的な環境対策に努めます。

### ■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前期	後期
① 水道水の安定供給	老朽管更新等による給水水質の向上	→	→
	水質監視体制等による水質管理の強化	→	→
② 安定水源の確保、危機管理の強化等	新たな井戸整備による安定水源の確保	→	→
	耐震化等の水道施設強化	→	→
	災害対応等の危機管理強化	→	→
③ 経営基盤の強化	事業経営の効率化	→	→
	利用者ニーズに対応したサービスの充実	→	→
④ 環境対策の推進	省エネ型機器導入等の環境対策の推進	→	→

## 1-5-5 下水道・し尿処理施設の整備充実

### ■ 現況と課題

本町は、河川・水路等の公共用水域の水質保全と快適な生活環境を作り出すため、公共下水道事業を町の重点施策に掲げて平成9年度から事業に着手し、翌平成10年度より幹線管渠工事に着手してきました。

平成17年度末からは、三股中央浄化センターの一部完成に伴い、下水道管の埋設が終わった地域で下水道が使用可能となっています。なお、平成21年度末現在において、管渠整備を191haまで進めており、整備状況は計画に即してほぼ達成されています。

下水道への接続状況は、伸び率が計画を若干下回っているものの、接続件数は着実に伸びており、平成22年度からは、供用開始後3年以内に接続した場合の受益者負担金免除制度の導入及び排水設備工事に係る金融機関借入金の利子補給を行っています。

また、本町では、各家庭からの汚水を処理場に集めて、衛生的に処理する「農業集落排水事業」に取り組んでおり、平成7年度から梶山地区、平成13年度から宮村南部地区において使用ができるようになってきました。

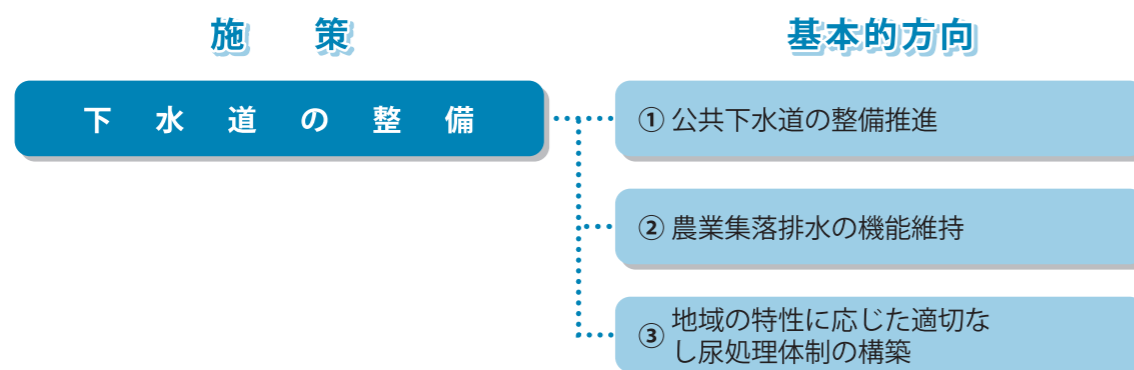
し尿処理については、昭和57年度に整備され、老朽化の進んでいる三股町衛生センターの施設の延命化を図りつつ、適切な処理に努めています。

なお、今後は、中央浄化センター、農業集落排水、衛生センター等のそれぞれの機能の連携や融合についても検討し、より効果的で有効なし尿処理体制の構築が求められています。

### ■ 施策の視点

地域の実状に即して、衛生的で快適な生活環境を創造します

### ■ 施策の体系



### ■ 施策の基本的な方向

#### ① 公共下水道の整備推進

衛生的で住み良いまちづくりのため、中央分区の管渠整備推進等、公共下水道の計画的な整備を行い、加入促進を図ります。

#### ② 農業集落排水の機能維持

農業集落排水の適正な機能維持に努めるとともに、年数が経過した施設の機能強化に努めます。

#### ③ 地域の特性に応じた適切なし尿処理体制の構築

公共下水道や農業集落排水によって、汚水等を集合的に処理することが効率的でない山間地域等では、合併処理浄化槽の設置を推進します。

### ■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前期	後期
① 公共下水道の整備推進	公共下水道の整備と加入の促進	→	→
② 農業集落排水の機能維持	農業集落排水の適正な維持管理	→	→
③ 地域の特性に応じた適切なし尿処理体制の構築	合併処理浄化槽の設置推進及び施設の連携によるし尿処理体制の構築	→	→



## 1-5-6 公園緑地の整備

### ■ 現況と課題

公園緑地は、良好な風致や景観を備えた地域環境を形成し、うるおいのある生活環境をもたらします。また、スポーツやレクリエーション活動を行う場として、公害や災害の緩和、避難・救援活動の場としても、町民の生活に必要な施設です。

本町では、四季折々の変化を楽しめる樹木の植栽、パークゴルフ場や遊具等の整備によるスポーツや憩いの場としての充実、災害時の避難場所にもなるトイレ・休憩所の整備等、地域に根ざし、それぞれの特徴を活かした公園整備に努めてきました。

上米公園や椎八重公園等の観光公園は、町内外の人に広く親しまれ、桜やツツジの開花時期には、多くの人々が訪れます。

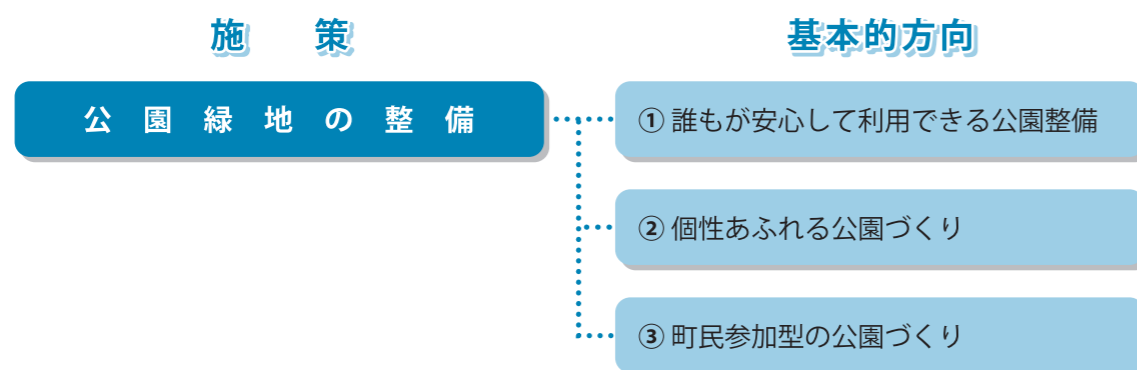
今後も、誰もが安心して利用できる特色ある公園緑地の整備を計画的に進めるとともに、地域町民と協働して適切な管理を行うことが求められます。

また、平成12年度に供用開始した墓地公園については、今後とも自然豊かでやすらぎのある環境の維持と公園としての機能充実に努めます。

### ■ 施策の視点

地域に根ざした魅力ある公園緑地を整備し、  
うるおいある環境を創出します

### ■ 施策の体系



### ■ 施策の基本的な方向

#### ① 誰もが安心して利用できる公園整備

公園の魅力と快適性を高めるため、四季折々の季節感が感じられる樹木の植栽による木陰づくりや休憩施設の整備に努めます。

また、利用者の安心・安全を確保するため、遊具や公園施設の点検を充実するとともに、防犯に配慮した施設整備やバリアフリー化を進めます。

災害時の活動拠点としても有効に活用できるよう、応急給水施設や備蓄倉庫等の整備も検討し、公園の防災機能の向上に努めます。

#### ② 個性あふれる公園づくり

スポーツ拠点(旭ヶ丘運動公園)、観光拠点(椎八重・長田峡・上米公園)、文化拠点(早馬公園等)、親水拠点(矢ヶ淵公園等)、住環境の向上に寄与する公園緑地をはじめ、それぞれの特徴を活かした個性ある公園整備に取り組みます。

公園の整備に際しては、太陽光発電やLED照明の導入等、環境配慮型の施設整備に努めます。

#### ③ 町民参加型の公園づくり

公園整備や維持管理においては、町民の積極的な参加を促し、公園愛護活動の普及に努めます。

また、公園施設長寿命化計画を策定し、施設の老朽化を見据えた適切な維持管理と施設更新に取り組みます。

### ■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前期	後期
① 誰もが安心して利用できる公園整備	休憩施設整備等の快適性の向上	→	→
	施設の防犯・バリアフリー化	→	→
	防災機能の向上	→	→
② 個性あふれる公園づくり	特徴を活かした公園整備	→	→
	環境配慮型の施設整備	→	→
③ 町民参加型の公園づくり	公園愛護活動の普及	→	→
	公園施設長寿命化計画の策定	→	

## 1-5-7 情報通信基盤の活用

### ■ 現況と課題

本町では、これまでに情報の地域格差是正を目的として、テレビ難視聴地域の解消や町内全域におけるケーブルテレビ網の整備に取り組み、平成19年度までに町内における情報通信基盤の整備を完了しています。

町民の日常生活において、パソコンや携帯電話に代表されるICT（情報通信技術）の利用が進む中、今後は、個人情報の流出やプライバシーの侵害等のセキュリティ対策、世代間の情報格差等の問題に対応する必要があります。

### ■ 施策の視点

高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを進めます

### ■ 施策の体系

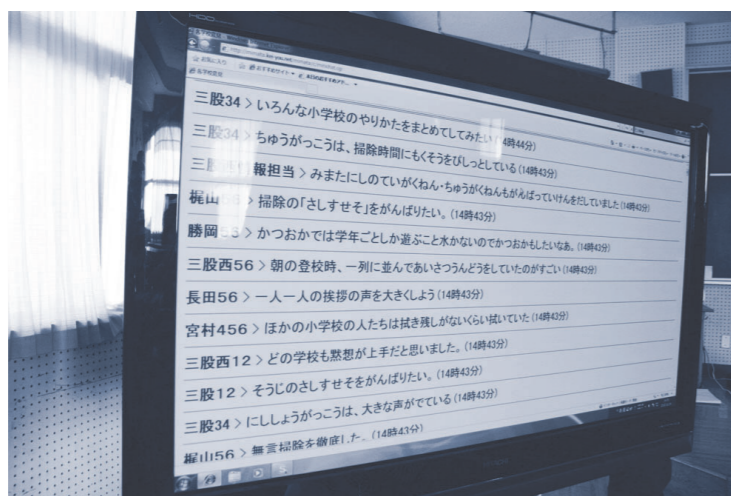
#### 施策

情報通信基盤の活用

#### 基本的方向

① ICT（情報通信技術）の活用

② 情報化社会への対応



### ■ 施策の基本的な方向

#### ① ICT（情報通信技術）の活用

ケーブルテレビへの加入促進等、町内における情報化を進め、産業、家庭生活、教育・学習、文化活動、医療・福祉、観光、行政サービス等、多様な分野において町民相互や行政との交流手段の一つとしての活用を図ります。

町民への情報提供をより一層充実するため、町ホームページの充実に努めます。

#### ② 情報化社会への対応

急速に発展する情報化社会における個人情報保護やセキュリティ対策の強化を図るため、ICT教育に取り組みます。

### ■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前期	後期
① ICT（情報通信技術）の活用	情報ネットワークの活用	→	→
	町ホームページの充実	→	→
② 情報化社会への対応	ICT教育の推進	→	→

